

平成20年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年3月12日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成20年3月12日(水)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 平成20年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 平成20年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 平成19年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 平成19年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成19年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)の議決について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成19年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成19年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に |

- ついて
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正
について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管
理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 2 陳情第 2 号 透析患者への通院費用の特別支援を求める陳情
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 3 発議第 1 号 道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書
について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 4 発議第 2 号 議会運営委員会補欠委員の選任について

出席議員（16名）

1 番 神 保 美 也 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 三 鬼 孝 之 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 真 井 紀 夫 議員	6 番 奥 田 尚 佳 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 高 村 泰 徳 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	10 番 端 無 徹 也 議員
11 番 濱 中 佳 芳 子 議員	12 番 北 村 道 生 議員
13 番 村 田 幸 隆 議員	14 番 濱 口 文 生 議員
15 番 中 垣 克 朗 議員	16 番 南 靖 久 議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 允 久 君
副 市 長	鈴 木 恭 一 君
会計管理者兼出納室長	速 水 弘 久 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	仲 明 君
防災危機管理室長	横 井 道 雄 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課参事	垣 内 美 代 子 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課調整監兼クリンクルセンター長	児 玉 佳 高 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	北 村 都 志 雄 君
新産業創造課長	高 芝 芳 裕 君
水産農林課長	佐 々 木 進 君
水道部長	岩 出 育 雄 君

尾鷲総合病院事務長	湯	浅	英	男	君
尾鷲総合病院総務課長	大	倉	良	繁	君
尾鷲総合病院医事課長	藤	森		妙	君
教 育 委 員 長	北	澤	雅	臣	君
教 育 長	大	川	吉	久	君
教育委員会総務課長兼生涯学習課長	三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育課長	内	山	博	功	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監査委員事務局長	世	古	讓	治	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	吉	澤	壽	朗
事 務 局 次 長	山	本	和	夫
議事・調査係主査	竹	平	專	作

〔開議 午前 9時59分〕

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番、奥田尚佳議員、7番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第31、議案第30号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」までの計30議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました30議案につきましては、所管の常任委員会及び特別委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、南靖久委員長。

〔16番（南靖久議員）登壇〕

16番（南靖久議員） 皆さん、おはようございます。私たち生活文教常任委員会に付託になりました議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第1条歳入、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第12款使用料及び手数料、第1項第1目民生使用料、第2目衛生使用料、第6目教育使用料、第2項第1目総務手数料中、第1節総務手数料、証明書交付手数料を除く、第2目衛生手数料、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2項第1目民生費国庫補助金、第2目衛生費国庫補助金、第5目教育費国庫補助金、第3項第1目総務費委託金、第2目民生費委託金、第14款県支出金、第1項第2目民生費県負担金、第3目衛生費県負担金、第2項第2目民生費県補助金、第3目衛生費県補助金、第8目教育費県補助金、第3項第1目第1節総務管理費委託金のうち人口動態調査事務費市町村交付金、第2目交通災害共済事業費委託金、第15款財産収入、第1項第1目第1節土地建物貸付収入のうち教員住宅等貸付料、環境関係土地貸付料、電柱敷貸付料、第2項

第1目第2節土地建物売払収入、第19款諸収入、第3項第1目第1節社会福祉協議会貸付金元利収入、第4節奨学資金貸付金元利収入、第4項第2目民生費受託事業収入、第5目第1目第2節雑入のうち私用電話料等収入、図書館コピーサービス料、学校開放夜間使用料、陶芸教室使用料、北川水辺空間再生施設電力販売料、旧須賀利公民館電気使用料、生活保護法第78条による返還金、公民館コピーサービス料、県立養護学校東紀州くろしお学園おわせ分校電気水道使用料、生活保護法第63条による返還金、資源化物売却収入、公文書コピー代、A L T住宅使用料、日本スポーツ振興センター共済給付金、坂場墓地移転に伴う賠償金、歳出、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、5、情報化推進事業のうち住民基本台帳ネットワーク機器保守委託料、住民基本台帳ネットワーク機器借上料、6、情報公開、第6目交通安全対策費、第7目交通災害共済受託事業費、第8目出張所費、第10目生活相談費、第13目諸費、2、防犯灯整備事業、3、窓口業務関係経費、4、自衛官募集関係経費、6、総務管理費補助金のうち尾鷲地区防犯協会補助金、暴力追放推進会議補助金、尾鷲市防犯委員会補助金、第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費中、第1項第1目社会福祉総務費、5、国民健康保険事業特別会計繰出金、第8目老人医療費、第12目後期高齢者医療費、2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の以上を除く、第4款衛生費、第1項保健費、第2項清掃費、第3項環境衛生費、第9款教育費、第2条第2表債務負担行為、議案第2号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第3号「平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」、議案第4号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第6号「平成20年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第8号「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、第1条歳入、第11款分担金及び負担金、第1項負担金、第12款使用料及び手数料、第1項第6目教育使用料、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2項第2目民生費国庫補助金、第6目教育費国庫補助金、第14款県支出金、第1項県負担金、第2項第2目民生費県補助金、第3目衛生費県補助金、第8目教育費県補助金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうち資源化物売却収入、尾鷲地区広域行政事務組合前年度精算金、歳出、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費、第4款衛生費、第1項保健費、第2項清掃費、第3項環境衛生費、第9款教育費、第2条第2表繰越明許費、第3条第3表債務負担行為補正のうち尾鷲市民文化会館指定管理料の変更、

議案第 9 号「平成 19 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 10 号「平成 19 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について」、議案第 11 号「平成 19 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 22 号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」、議案第 23 号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第 24 号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第 28 号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」、議案第 29 号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第 30 号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」、以上、15 議案についての委員会における審査の経過とその結果についてご報告申し上げます。

去る 3 月 6 日、7 日、10 日の 3 日間、午前 10 時より、市長、副市長、教育長並びに病院事務長、関係課長の出席を求め、それぞれの各議案について詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託されました 15 議案中、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 24 号の計 5 議案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。また、議案第 6 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号の計 10 議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告申し上げます。

なお、議案第 3 号「平成 20 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」につきましては、予算審査の中で、説明書の 4 款公債費の中での 23 節償還金、利子及び割引料の老人保健公債費利子、一時借入金利子が 1,000 円予算計上されているのに、予算書に一時借入の明記がされていないとの指摘があり、委員会を中断し、その旨を議長に報告して、先般の議会運営委員会、本会議での訂正となったわけでございます。当委員会といたしましては、再度、市民サービス課長の出席を求め、議案第 3 号にかかわる訂正説明を受け、理解をしたところではありますが、委員から執行部に対して各課の連携のなさが今回のような初歩的な記載漏れを起こす原因だと、強い指摘と今後の対応と対策を厳しく求めた意見が出たことを申し添え、委員長報告にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 次に、総務産業常任委員会、村田幸隆委員長。

〔 13 番（村田幸隆議員）登壇 〕

13 番（村田幸隆議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第 1 号「平成 20 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第 1 条歳入、第 1 款市税、第 2 款地方譲与税、第 3 款利子割交付金、第 4 款配当割交付金、第 5 款株式等譲渡所得割交付金、第 6 款地方消費税交付金、第 7 款自動車取得税交付金、第 8 款地方特例交付金、第 9 款地方交付税、第 11 款分担金及び負担金、第 1 項分担金、第 12 款使用料及び手数料、第 1 項第 3 目農林水産業使用料、第 4 目商工使用料、第 5 目土木使用料、第 2 項第 1 目第 1 節総務手数料のうち証明書交付手数料、第 3 目農林手数料、第 4 目土木手数料、第 13 款国庫支出金、第 2 項第 3 目商工費国庫補助金、第 4 目土木費国庫補助金、第 3 項第 3 目土木費委託金、第 14 款県支出金、第 1 項第 1 目総務費県負担金、第 2 項第 1 目総務費県補助金、第 4 目農林水産業費県補助金、第 5 目商工費県補助金、第 6 目土木費県補助金、第 7 目消防費県補助金、第 3 項第 1 目総務費委託金のうち第 1 節総務管理費委託金、人口動態調査事務費市町村交付金を除くもの、第 3 目商工費委託金、第 4 目土木費委託金、第 5 目消防費委託金、第 15 款財産収入、第 1 項第 1 目第 1 節土地建物貸付収入のうち農林関係土地貸付料、管財関係土地貸付料、総務関係土地貸付料、電柱敷貸付料、第 2 項第 1 目不動産売払収入、第 16 款寄附金、第 17 款繰入金、第 18 款繰越金、第 19 款諸収入、第 1 項延滞金加算金及び過料、第 2 項市預金利子、第 3 項第 1 目第 2 節東海労働金庫貸付金元利収入、第 3 節尾鷲市小規模事業資金貸付金元金収入、第 4 項第 1 目総務費受託事業収入、第 3 目農林水産業費受託事業収入、第 5 項第 1 目第 1 節滞納処分費、第 2 節雑入のうち水道事業会計負担金、賀田港石材仮置場賃貸料、共同キャッシングサービスボックス設置料、共同キャッシングサービスボックス電気使用料、三木里海水浴場 P R 用ポスター作成地元負担金、互助会館電気使用料、互助会館電話機使用料、白地図等売却代、観光テレカ売却収入、公衆電話使用料、コピー使用料、消防団員福祉共済制度事務費返戻金、三重県振興協会市町村交付金、尾鷲産材振興助成金、水道管理設に伴う舗装復旧金、一般コミュニティ助成事業助成金、公文書コピー代、三重県消防操法大会出場参加負担金、システム利用負担金、第 20 款市債、歳出、第 1 款議会費、第 2 款総務費のうち第 1 項第 1 目一般管理費、5、情報化推進事業のうち住民基本台帳ネットワーク機器保守委託料、住民基本台帳ネットワーク機器借上料、6、情報公開、第 6 目交通安全対策費、第 7 目交通災害共済受託事業費、第 8 目出張所費、第 10 目生活相談費、第 13 目諸費、2、防犯灯

整備事業、3、窓口業務関係経費、4、自衛官募集関係経費、6、総務管理費補助金のうち尾鷲地区防犯協会補助金、暴力追放推進会議補助金、尾鷲市防犯委員会補助金、第3項戸籍住民基本台帳費を除くもの、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、5、国民健康保険事業特別会計繰出金、第8目老人医療費、第12目後期高齢者医療費、2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、第4款衛生費、第4項下水道費、第5項上水道費、第6項病院費、第5款農林水産業費、第6款商工費のうち、第1項第3目観光費、2、観光施設管理整備事業のうち夢古道おわせ指定管理料を除くもの、第7款土木費、第8款消防費、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費、第3条第3表地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用、議案第5号「平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第7号「平成20年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第8号「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、第1条歳入、第1款市税、第11款分担金及び負担金、第2項分担金、第12款使用料及び手数料、第1項第3目農林水産業使用料、第5目土木使用料、第13款国庫支出金、第2項第1目総務費国庫補助金、第4目商工費国庫補助金、第5目土木費国庫補助金、第14款県支出金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第5目商工費県補助金、第3項委託金、第15款財産収入、第16款寄附金、第19款諸収入、第2項市預金利子、第4項受託事業収入、第5項第1目第2節雑入のうち、三重県振興協会市町村交付金、尾鷲産材振興助成金、地域づくりアドバイザー事業助成金、システム利用負担金、第20款市債、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第4款衛生費、第4項下水道費、第5項上水道費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費、第3条第3表債務負担行為補正のうち、海洋深層水総合交流施設・分水施設指定管理料、図書館情報システム借上料、第4条第4表地方債補正、議案第12号「平成19年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第13号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第14号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、議案第15号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第16号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第17号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第18号「職員等の旅費に関する条例の一部改正に

ついて」、議案第19号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」、議案第20号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について」、議案第21号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」、議案第25号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第26号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」、以上、16議案についての委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

去る3月3日、4日、5日の3日間、午前10時より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました全議案について、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告を申し上げます。

なお、この審査とは直接関係はございませんけれども、委員の中から執行部における各事業、あるいは今の行政の進捗状況、こういった報告の怠りのないことを強く要望するという声がありましたので申し添えたいと思います。よろしくご審査をいただきますようお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 次に、地域振興対策特別委員会、端無徹也委員長。

〔10番（端無徹也議員）登壇〕

10番（端無徹也議員） 地域振興対策特別委員会に付託されました議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第1条歳出、第6款商工費、第1項第3目観光費、細目2観光施設管理整備事業のうち、夢古道おわせ指定管理料、議案第8号「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、第3条第3表債務負担行為補正のうち夢古道おわせ指定管理料、議案第27号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、以上の3議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

昨日11日、午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託された議案3件につきましては、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

12番、北村道生議員。

〔12番（北村道生議員）登壇〕

12番（北村道生議員） 私は、今回提案されている議案の中で、4月から発足する後期高齢者医療制度とかかわる第1号議案「平成20年度尾鷲市一般会計予算」のうち、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、12目後期高齢者医療制度の3億223万5,000円、第2号議案「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計」のうち、歳出、3款後期高齢者納付金、1項後期高齢者納付金、1目後期高齢者納付金のうち2億8,625万3,000円、第3号議案「平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算」、第4号議案「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算」、第24号議案「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正」の5議案に対して反対の立場から討論をいたします。

いよいよ4月から後期高齢者医療制度が強行されようとしております。それに伴い、全国の多くの高齢者の間に不安と批判の声が広がってきております。それを反映して、この後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める地方自治体の決議は、500を超えて全自治体の3割に迫り、反対署名は350万人以上に上っております。三重県でも松阪市、志摩市、朝日町、鳥羽市、南伊勢町、大紀町の6市町では意見書が採択されている状況であります。また、2月28日には、日本共産党、民主党、社民党、国民新党の4野党が共同で衆議院に後期高齢者医療制度の廃止法案を提出するとともに、この3月5日には衆議院議員会館で4野党共同の「廃案を求める緊急集会」が持たれている状況であります。

後期高齢者医療制度は、医療構造改革の名で小泉内閣のもとで強行されました。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出し、負担増と治療制限を強いる仕組みに困り込むという、世界に類のない差別医療であります。保険料は2年ごとに見直されて、75歳以上の人口比率が高まった場合も、後期高齢者の医療給付がふえた場合も、保険料がふえる過酷な制度なのであります。年金が月1万5,000円以上の人から保険料の天引きをする強制徴収は、高齢者の暮らしを直接脅かします。また、年金1万5,000円以上の保険料直接納入者の滞納による老人医療保険では禁止されている保険証取り上げも新たに導入されます。また、若い世代にとっても、日本の医療保険が生涯保険でなくなり、75歳で断ち切られて差別的な医療制度に強制加入させられるという新たな将来不安をもたらします。

75歳以上の高齢者には三つの特性がある。治療が長引き複数の病気にかかっている、認知症が多い、いずれ死を迎えるなどと、75歳以上の人はどうせ治らないし、いずれ死ぬのだからと決めつけて、74歳以下の人とは医療の内容をはっきり区別して、医療機関に支払われる医療報酬も別体系にしようとしているわけであります。

戦後、なりふり構わず働き続け、日本の復興に力を注ぎ、今の日本を築き上げる役割を果たしてきた高齢者を大切にすることで、75歳という年齢を重ねたというだけで差別をする、この後期高齢者医療制度は制度そのものを中止すべきだと考えるわけであります。

以上の理由で、前述の5議案に反対することを表明いたしまして、私の反対の討論といたします。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず最初に、日程第2、議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（與谷公孝議員） 起立多数であります。

よって、議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（與谷公孝議員） 挙手多数であります。

よって、議案第2号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号「平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計

予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

議長(與谷公孝議員) 挙手多数であります。

よって、議案第3号「平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(與谷公孝議員) 挙手多数であります。

よって、議案第4号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号「平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第5号「平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号「平成20年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第6号「平成20年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号「平成20年度尾鷲市水道事業会計予算の議決に

ついて」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第7号「平成20年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長(與谷公孝議員) 起立全員であります。

よって、議案第8号「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号「平成19年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第9号「平成19年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号「平成19年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第10号「平成19年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号「平成19年度尾鷲市病院事業会計補正予算

(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第11号「平成19年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号「平成19年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第12号「平成19年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第13号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第14号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第14号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第15号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第16号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第16号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第17号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第17号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第18号「職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第18号「職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第19号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」を

採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第19号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第20号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第20号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第21号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第22号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長(與谷公孝議員) 挙手多数であります。

よって、議案第22号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第23号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正につい

て」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長(與谷公孝議員) 挙手多数であります。

よって、議案第23号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第24号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長(與谷公孝議員) 挙手多数であります。

よって、議案第24号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第25号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第25号「尾鷲市道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第26号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第26号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第27号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管

理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第27号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第28号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第28号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第29号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第29号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第30号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、議案第30号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、陳情第2号「透析患者への通院費用の特別支援を求める陳

情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

生活文教常任委員会、南靖久委員長。

〔 16番（南靖久議員）登壇 〕

16番（南靖久議員） 生活文教常任委員会に付託になっております継続中の陳情第2号「透析患者への通院費用の特別支援を求める陳情」、透析患者会会長、大瀬茂郎氏より提出されております陳情についての委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

昨年の12月議会での当陳情に対する継続審査の理由としては、県下29市町中19市町が通院交通費を助成しているものの、その制度や対象者がまちまちであり、また近隣の市町においても制度化されてなく、もう少し時間をかけて調査・精査する必要があるとの意見が多く、継続審査と決定をいたしておるところでございます。

なお、その後、議会閉会中に継続審査の陳情について2回の常任委員会を開催し、1回は福祉保健課長を迎えて審査及び勉強会を行いました。そして、もう一回は、県下類似自治体を視察して審査の議論を深めてきたところであります。また、隣の紀北町におきましては、来年度の当初予算に通院費助成が予算計上されており、広域連合を組む自治体間において、福祉行政に不公平があってはならないとの判断もあり、採決の結果、いずれの陳情も趣旨が妥当であると認め、全会一致をもって採択すべきものと決しましたことを申し上げ、委員長報告にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第32、陳情第2号「透析患者への通院費用の特別支援を求める陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(與谷公孝議員) 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第33、発議第1号「道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長(與谷公孝議員) ただいま議題の発議につきましての提案理由の説明を求めます。

13番、村田幸隆議員。

[13番(村田幸隆議員)登壇]

13番(村田幸隆議員) 発議第1号の「道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書」につきまして、意見書原案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であります。活力があり安全で安心できる国土の実現には、全国民共有の社会基盤である道路を計画的に整備・維持することが重要であります。

しかしながら、道路特定財源の暫定税率が失効した場合、道路事業費が大幅に減額になり、本市の道路行政に多大な悪影響を及ぼすと懸念をされるところであり、道路特定財源で整備されている紀勢線の新直轄事業や直轄国道のみならず、県管理道路や市道の日常管理すら困難となってくるのであります。また、厳しい地方財政状況の中、暫定税率の失効による減収は、本市の行財政全体に影響を及ぼす可能性が大いにあるのであります。

よって、国においては、地方の実情や意見を十分に踏まえ、下記の事項について取り組まれるよう強く要望するところであります。

記、1、地方が真に必要とする道路整備と今後増大する道路の維持管理を計画的に実施するため、道路特定財源を確保すること。

2、道路特定財源については、現行の税率水準を維持する法案を今年度内に確実に成立させること。

3、おこなわれている地方の道路整備を地方公共団体が主体的に行うため、道路財

源の地方への配分を高めるなど、地方の道路財源の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものでありますので、どうかご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第33、発議第1号「道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（與谷公孝議員） 挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

去る3月11日、三鬼孝之議員と奥田尚佳議員から、一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、同日これを許可いたしましたのでご報告いたします。

次に、日程第34、発議第2号「議会運営委員会補欠委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（與谷公孝議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、議会運営委員会委員に指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました端無徹也議員と北村道生議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開いていただきまして、副委員長の互選をお願いし、その結果を議長までご報告お願いいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前 11 時 01 分〕

〔再開 午前 11 時 10 分〕

議長（與谷公孝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会が開かれ、議会運営委員会の副委員長の互選の結果が届いておりますのでお知らせいたします。

議会運営委員会副委員長には村田幸隆議員であります。以上のとおりであります。どうぞよろしく申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（伊藤允久君）登壇〕

市長（伊藤允久君） 議員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

先月 20 日の開会以来、ご提案を申し上げました「平成 20 年度一般会計予算」を始めとする各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認を賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、いろいろとご指摘、ご意見等いただいた点につきましては、今後、執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（與谷公孝議員） 去る 2 月 20 日開会以来、長い間まことにご苦労さまでございました。

これをもって平成 20 年第 1 回尾鷲市議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前 11 時 11 分〕